

第 1 回 荒川区障がい者総合プラン策定委員会 次第

令和 5 年 6 月 2 日(金)午後 2 時～
サンパール荒川 5 階 第 7 集会室

1 開会

2 副区長あいさつ

3 委員紹介及び委員長等の選任について

資料1-1 荒川区障がい者総合プラン策定委員会設置要綱……………P1

資料1-2 荒川区障がい者総合プラン策定委員会委員名簿……………P3

4 荒川区障がい者総合プランの策定について

資料 2 荒川区障がい者総合プランの策定について……………P5

5 障害福祉に関する制度・施策の変遷、近年の状況について

資料3-1 障害福祉施策に関する制度・施策の変遷……………P9

資料3-2 統計資料から見る障がい者(児)等の状況……………P17

6 障がい者実態調査の調査結果報告

資料4 障がい者実態調査の調査結果報告……………P23

7 現行プラン(平成30年度～令和2年度)における現状・課題について

資料5 現行プランにおける現状・課題……………P33

8 今後のスケジュールについて

資料6 今後のスケジュール……………P45

9 閉会

- 参考資料** (1)荒川区障がい者総合プラン策定のための障がい者実態調査調査結果報告書
(2)荒川区障がい者総合プラン策定のための障がい者実態調査調査結果報告書(概要版)

荒川区障がい者総合プラン策定委員会設置要綱

令和 5 年 5 月 1 日制定

(5 荒福障第 1 3 1 4 号)

(副 区 長 決 定)

(設置)

第 1 条 荒川区(以下「区」という。)における市町村障害者計画(障害者基本法(昭和 4 5 年法律第 8 4 号)第 1 1 条第 3 項に規定する計画をいう。)市町村障害福祉計画(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 1 7 年法律第 1 2 3 号)第 8 8 条第 1 項に規定する計画をいう。)及び市町村障害児福祉計画(児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 3 3 条の 2 0 第 1 項に規定する計画をいう。)(以下これらを「計画」という。)の策定に当たり、専門家、区民その他関係者の意見を幅広く反映させることにより、障害者の立場から計画の策定を進めるために、荒川区障がい者総合プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 計画の作成及び推進に関する事項
- (2) 計画の評価及び見直しに関する事項
- (3) その他計画の策定に関し区長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員 3 0 人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民
- (3) 区の区域内(以下「区内」という。)の障害者団体の代表
- (4) 区内の福祉・医療関係団体の代表
- (5) 区内の障害者就労支援団体の代表
- (6) 区内の相談支援事業者の代表
- (7) 関係行政機関等の職員
- (8) 区職員
- (9) その他区長が必要と認める者

2 前項第 8 号の委員は、福祉部を担任する副区長、福祉部長、健康部長、子ども家庭部長及び教育部長の職にある者をもって充てる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、前条第 1 項の規定による委嘱又は任命の日から第 2 条の規定による報告の日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の委員のうちから委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ第3条第1項第1号の委員のうちから委員長の指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、やむを得ない事由により前項の規定による招集をすることが適当でないと認めるときは、委員に対して書面による協議をすることにより会議を開くことができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

4 委員会の会議は、公開とする。

5 委員長は、委員会の会議の傍聴人が乱暴な言動等により、委員会の議事を妨げるときは、当該傍聴人に対し、退室を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障害者福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、第2条の規定による報告の日をもって、その効力を失う。

荒川区障がい者総合プラン策定委員会 委員名簿

	区分	役職等	氏名
1	学 識 経 験 者	東京都立大学 名誉教授	木下 正信
2		東洋大学 教授	高野 聡子
3	福 祉 ・ 医 療 関 係 団 体	荒川区医師会 会長	土屋 譲
4	当 事 者 相 談 員	ピア・カウンセラー	高見 和幸
5	障 が い 者 団 体	荒川区心身障害児者福祉連合会 会長	大沼 弘子
6		荒川区手をつなぐ親の会 会長	伊東 とも子
7		荒川区身障児父母の会 会長	矢野 勝信
8		荒川区聴覚障害者協会 会長	大石 泰延
9		荒川区視力障害者福祉協会 会長	長島 清
10		荒川区精神障害者家族会(荒川めぐみ会) 代表	樋田 君代
11		東京都立王子特別支援学校PTA 副会長	藤間 千恵子
12	民生委員・児童委員協議会	荒川区民生委員・児童委員協議会 障がい者福祉部会副会長	内山 菊代
13	雇 用 ・ 就 労 支 援 関 係 団 体	荒川区心身障害者事業団 理事長	佐藤 泰祥
14	相 談 支 援 事 業 者	荒川区立精神障害者地域生活支援センター (支援センターアゼリア) 施設長	杉下 ひろみ
15		荒川区障害者基幹相談支援センター 所長	岡部 正文
16	関 係 行 政 機 関 等	足立公共職業安定所(ハローワーク足立) 統括職業指導官	薄田 光春
17		東京都立花畑学園 主任教諭	森田 健太郎
18		東京都立王子特別支援学校 渉外部主幹	小野寺 肇
19		荒川区特別支援学級設置校長会 会長	大野 良子
20		荒川区社会福祉協議会 施設課長	岩佐 剛
21	区 職 員	副区長	佐藤 安夫
22		福祉部長	東山 忠史
23		健康部長	辻 佳織
24		子ども家庭部長	小堀 明美
25		教育部長	三枝 直樹

荒川区障がい者総合プランの策定について

(1) プラン及び計画の位置付け

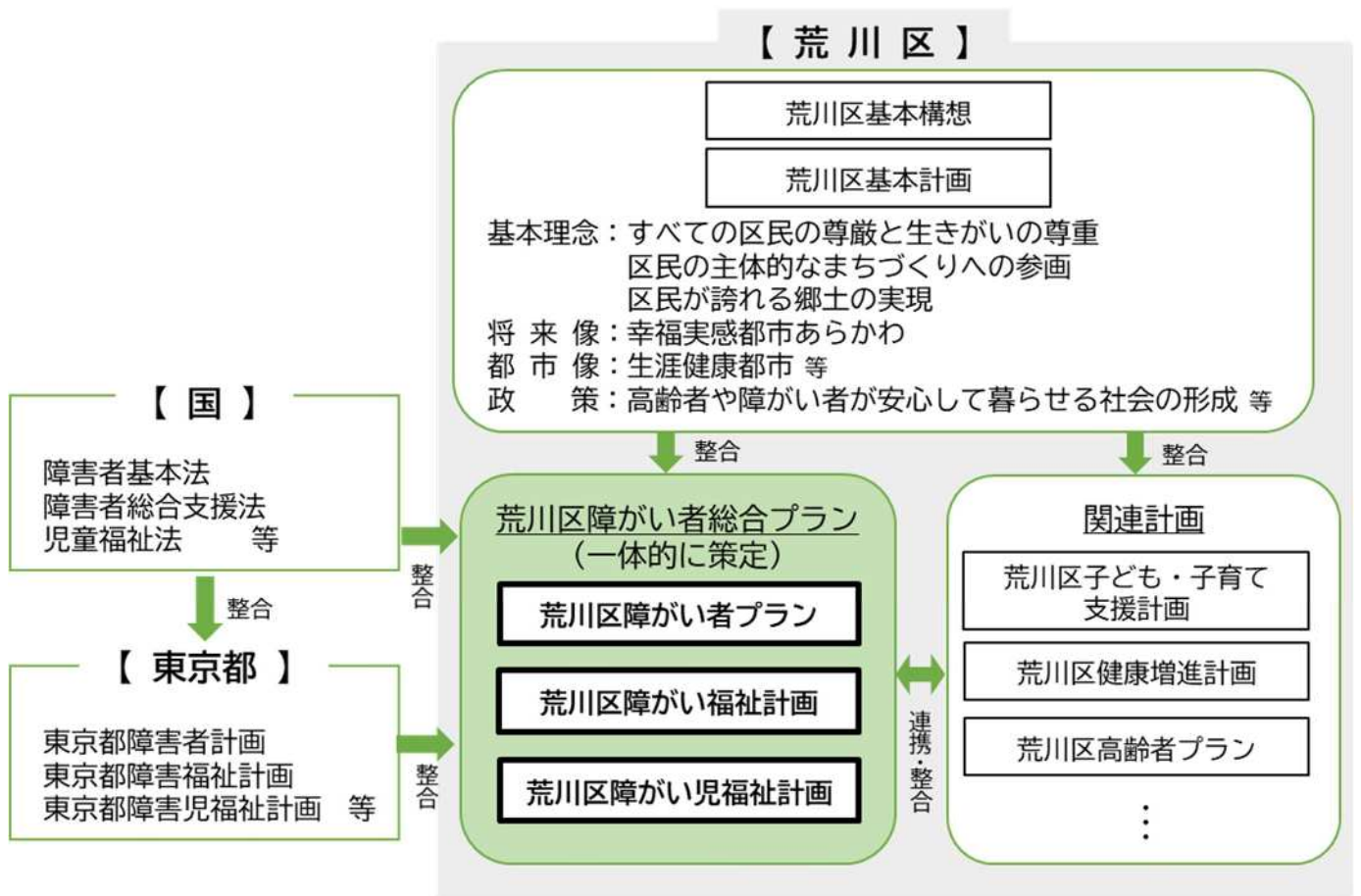
- 「荒川区障がい者総合プラン」は、障害者基本法第 11 条に規定する市町村障害者計画に相当する「荒川区障がい者プラン」、障害者総合支援法第 88 条に規定する市町村障害福祉計画に相当する「荒川区障がい福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に規定する市町村障害児福祉計画に相当する「荒川区障がい児福祉計画」を一体的に策定する計画です。
- 荒川区では、平成 30 年 3 月に、「第 4 期荒川区障がい者プラン(平成 30 年度～令和 5 年度)、並びに「第 5 期荒川区障がい福祉計画(平成 30 年度～令和 2 年度)」及び「第 1 期荒川区障がい児福祉計画(平成 30 年度～令和 2 年度)」の三計画を一体とした「荒川区障がい者総合プラン」を策定しています。
- その後、令和 3 年 3 月には、「第 6 期荒川区障がい福祉計画(令和 3 年度～令和 5 年度)」及び「第 2 期荒川区障がい児福祉計画(令和 3 年度～令和 5 年度)」の二計画を策定しています。
- このたび、「荒川区障がい者プラン」「荒川区障がい福祉計画」「荒川区障がい児福祉計画」の三計画について、令和 5 年度をもって計画期間を終えるため、新たな「荒川区障がい者総合プラン」として、令和 6 年度以降の計画を策定いたします。

【法的な位置付け】

計画名		計画期間	法的な位置付け	内容
荒川区障がい者総合プラン	荒川区障がい者プラン	6年間	障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」	障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的考えと今後の方向性を定める計画
	荒川区障がい福祉計画	3年間	障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」	障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画
	荒川区障がい児福祉計画	3年間	児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」	障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や必要な見込量などを定める計画

- 区では、区の将来像として「幸福実感都市あらかわ」を掲げ、その実現を目指すため「荒川区基本計画」を策定し、施策を実施しております。荒川区障がい者総合プランは、「荒川区基本計画」を上位計画とし、国や東京都の基本方針を踏まえ、荒川区子ども・子育て支援計画、荒川区健康増進計画、荒川区高齢者プラン等の関係する計画との連携及び整合性を保ちながら、区の将来像である「幸福実感都市あらかわ」を実現するため、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進する計画となります。

【関連計画等との位置付け】



(2) 計画の対象

- 障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、難病、高次脳機能障がい、その他心身の機能の障がいにより、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある方(18歳未満の子どもを含む)、並びに児童福祉法に基づく障害児入所・通所支援等を利用している子どもを対象とします。

(3) 計画の期間

- 荒川区障がい者総合プランに含まれる第5期荒川区障がい者プランの計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和11年度までの6年間です。
- また、第7期荒川区障がい者福祉計画及び第3期荒川区障がい児福祉計画の計画期間は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間です。
- 区の計画期間については、次表のとおりです。

【計画期間】

年度	障がい者 プラン	障がい者 福祉計画	障がい児 福祉計画	障がい者福祉制度の変遷	
平成12年度	第1期 荒川区 障害者プラン				
13年度					
14年度					
15年度				支援費制度の開始	
16年度					
17年度					
18年度	荒川区障がい者プラン (第2期荒川区障がい者プラン) (第1期荒川区障がい福祉計画)			「障害者自立支援法」施行	
19年度					
20年度					
21年度		第2期荒川区 障がい福祉計画			
22年度					
23年度				「障害者基本法」改正	
24年度	荒川区障がい者プラン (第3期荒川区障がい者プラン) (第3期荒川区障がい福祉計画)			「障害者自立支援法」「児童福祉法」(一部改正)の施行 「障害者虐待防止法」施行	
25年度				「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」へ改正・施行 「障害者優先調達法」施行	
26年度					
27年度		第4期荒川区 障がい福祉計画			
28年度				「障害者差別解消法」施行	
29年度					
30年度	荒川区障がい者総合プラン (第4期荒川区障がい者プラン) (第5期荒川区障がい福祉計画) (第1期荒川区障がい児福祉計画)			「障害者総合支援法」「児童福祉法」(一部改正)の施行	
令和元年度					
2年度					
3年度		第6期荒川区障がい福祉計画 第2期荒川区障がい児福祉計画			「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」施行
4年度					
5年度					
6年度	荒川区障がい者総合プラン (第5期荒川区障がい者プラン) (第7期荒川区障がい福祉計画) (第3期荒川区障がい児福祉計画)				
7年度					
8年度					
9年度					
10年度					
11年度					

障害福祉施策に関する制度・施策の変遷

第1期荒川区障害者プラン(平成18年3月)以前

項目	内容
昭和56年～平成14年 障がい者福祉の拡充	<p>区では、昭和56年の「国際障害者年」を契機に、障がい者福祉の拡充に努めてきました。昭和57年「国際障害者年荒川区行動計画」、平成5年「荒川区地域福祉計画」、平成6年「荒川区保健福祉医療計画」、平成12年「荒川区障害者プラン」と、区政の幅広い分野において、各種の障がい者施策を計画化し、その実現に取り組んできたところです。</p> <p>また、平成12年度以降は、区の実情に合わせ、平成12年の介護保険制度導入に伴う障がい者施策の見直し、平成14年の尾久生活実習所分場の開設、知的障がい者ガイドヘルパー派遣事業の開始等、施設の開設や新規事業を開始しました。</p>
平成15年 支援費制度の導入	<p>平成15年度からは、行政がサービス内容を決定する措置制度であった障がい者施策に支援費制度が導入され、利用者とサービス提供事業所との契約によってサービスが提供される形式に変わりました。</p> <p>その他、同年12月には障害者就労支援センターじょぶ・あらかわ(以下、「じょぶ・あらかわ」という。)が、就労相談を開始しました。</p>

第2期荒川区障がい者プランの計画期間(平成18年度～平成23年度)

項目	内容
平成18年4月 障害者自立支援法の施行	<p>障がいの種別(身体、知的、精神)ごとに異なる法律に基づき提供されてきた障害福祉サービスや公費負担医療等について、障害者基本法の基本的理念にのっとり、共通の制度の下で一元的に提供するため、障害者自立支援法が施行されました。</p> <p>あわせて、財源や支給決定の基準に課題があった支援費制度に代わり、公平なサービス利用・負担となるよう、サービス費用は、所得や利用したサービス量に応じて利用者が定率負担することになりました。</p> <p>利用者負担が増加するため、区では障害者自立支援法による在宅サービス利用者の利用者負担を、国基準の10%から3%に軽減する緩和策を全国に先駆けて実施しました。</p> <p>さらに、平成18年10月からは、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の実施に伴う利用者負担軽減策も導入しました。</p>
平成21年4月 福祉作業所の工賃向上の支援	<p>区内の福祉作業所と関係機関をつなぐネットワークを構築し、自主製品販売先や受注拡大のためのコーディネートを行っており、利用者が福祉作業所から受け取る工賃の引上げに結び付けています。その他にも、コンサルタント事業者による商品の改善や工賃アップを目指した研修を行っています。</p>

項目	内容
平成21年10月 重症心身障がい児者留守番 看護師派遣事業	重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している障がい児者（以下、「重症心身障がい児者」という。）を在宅で介護する家族の負担軽減を図るため、家族に代わって医療行為ができる看護師を自宅に派遣しています。
平成22年4月 自殺予防対策事業	自殺の現状を区民と関係職員等に広く周知し、自殺に追い込まれる可能性のある方に接した際に、必要な機関へつなぎ、自殺を予防するための取組を行っています。 平成22年度からは、区職員、区民団体を対象としたゲートキーパー研修を実施しており、平成23年度からは、こころの健康相談窓口として専用電話を設置しました。
平成22年4月 就学後の発達障がい相談事業（心理士）	荒川区立心身障害福祉センター（荒川たんぼぼセンター。以下、「荒川たんぼぼセンター」という。）における療育に引き続き、就学後においても切れ目なく発達や機能上の問題についての相談に応じ、心理学的評価を交えながら適切な助言を行っています。
平成22年6月 コミュニケーション支援の拡充	聴覚障がい者への手話通訳等によるコミュニケーション支援事業を拡充し、また視覚障がい者を支援する対面音訳者派遣事業も開始しました。
平成22年10月 盲ろう者支援	視覚と聴覚の障がい重複している盲ろう者を支援するため、区内の盲ろう者に対し訪問調査を実施しました。 また、盲ろう者への理解を深めるための交流会、障害福祉サービス事業所等向けの研修会などを実施しています。
平成23年1月 就労支援施設の開設	福祉作業所の事業拡大等を支援するため、町屋三丁目障がい者就労支援施設（スタートまちや）を整備し、まごころ作業所と町屋あさがお作業所が同施設で活動しています。また、同施設において、事務補助等の就労訓練を実施しています。
平成23年8月 高次脳機能障がい者に特化した生活訓練	荒川たんぼぼセンターで高次脳機能障がい者のグループ生活訓練を行っています。高次脳機能障がい者とその家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、じよぶ・あらかわ等の関係機関との連携を図り、高次脳機能障がい者に対し、生活訓練を行っています。 また、啓発活動として、高次脳機能障がいに関するセミナーも行っています。
平成23年8月 スポーツ基本法の施行	スポーツに関する基本理念や、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたスポーツ基本法が施行され、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう推進することが理念として掲げられました。 区では、荒川区スポーツ推進プラン（平成28年4月策定）に基づき、障がい者スポーツフェスティバルの開催や障がい者スポーツサポーターの育成など、より多くの区民が障がい者スポーツに親しめるよう取組を行っています。

第3期荒川区障がい者プランの計画期間(平成24年度～平成29年度)

項目	内容
平成24年4月 児童福祉法の一部改正	障がい児の支援体制を強化し、身近な地域で支援を受けられるようにするため、児童福祉法と障害者自立支援法の二法にまたがっていた障がい児の通所サービスが、児童福祉法に一元化されました。これに伴い、障害者自立支援法の児童デイサービスが廃止され、児童福祉法の下に児童発達支援・放課後等デイサービス・医療型児童発達支援・保育所等訪問支援の各サービスが新たに創設されました。
平成24年4月 地域生活支援施設の開設	町屋六丁目に地域生活支援施設スクラムあらかわ(以下、「スクラムあらかわ」という。)が開設され、グループホーム・短期入所・日中一時支援等、複合的なサービスを実施することにより、障がい者が地域で生活するための環境を整えました。
平成24年4月 親なき後支援事業	現在、家族等の支援を受けて生活している障がい者が、保護者が不在となった場合でも生涯にわたり地域で生活できる環境を整えるため、グループホームの整備を促進しています。 また、自分自身で十分に判断することができない人については、成年後見制度の利用を支援することで権利擁護を図っています。
平成24年10月 障害者虐待防止法の施行	障がい者虐待防止等に関する施策を推進し、障がい者の権利擁護に資することを目的に、障害者虐待防止法が施行されました。 区では、障害者福祉課内に障がい者虐待防止センターを設置し、時間外や休日でもコールセンターを通じて速やかに対応できる体制をとっています。また、パンフレットの作成や講演会の実施等の普及啓発を実施しています。
平成25年4月 障害者総合支援法の施行	地域社会における共生や社会参加の機会確保等について、総合的かつ計画的に支援が行われることを理念とした法律が、平成25年4月1日に障害者総合支援法として施行されました。 これによって、難病患者への対象拡大、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホーム一元化、障害支援区分の創設等が実施されました。
平成25年4月 障害者優先調達推進法の施行	障がい者の作業所等の受注の機会を確保するために、作業所等が供給する物品等に対する調達の増進等を図り、障害者就労施設で就労する障がい者等の自立を促進するため、障害者優先調達推進法が施行されました。 区では、作業所等へ物品や作業の発注を積極的に行うほか、作業所等が供給する物品等の質の向上及び供給の円滑化のために、区内の作業所等から構成される「作業所等経営ネットワーク」の場も活用し、研修等を実施しています。

項目	内容
平成26年3月 福祉避難所の指定	<p>災害によって住居等が損壊、あるいは火災等のため使用できなくなった障がい者のうち、配慮が必要な方を対象に、一次・二次避難所とは別に災害発生時に開設する福祉避難所を指定しました。</p> <p>また、地震等の大規模災害や火災等の緊急時において、障がい者の安否確認や避難誘導、救命活動を迅速に行えるよう、平成21年3月にあらかわ安心カードを、平成24年8月にコミュニケーション支援ボードを、平成25年6月に要援護者(避難行動要支援者)名簿を整備しました。</p>
平成26年6月 アルコール健康障害対策基本法の施行	<p>アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、国民の健康を保護し、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、アルコール健康障害対策基本法が施行されました。</p> <p>区では、健診等で適正飲酒と休肝日の必要性を普及啓発するなど、健康的な飲酒習慣へと促す働きかけを行っています。</p>
平成27年1月 難病法の施行	<p>難病患者に対する医療等に関する法律(以下、「難病法」という。)の施行により、難病患者に対する医療費助成に関して、法定化により公平かつ安定的な制度とすることなどが定められ、医療費助成対象疾病が拡大しました。</p>
平成27年12月 個人別ライフプランの相談員の配置	<p>障がい者のライフステージごとに将来をシミュレートすることで、これからの生活と、それに合わせた福祉サービスを組み立てる「個人別ライフプラン」を作成するための相談員を、荒川区立障害者福祉会館(アクロスあらかわ、以下、「アクロスあらかわ」という。)に配置しました。</p>
平成28年2月 精神障害者相談支援事業所の開設	<p>年々増加傾向にある精神障がい者の相談に対応し、社会生活を支援していくため、新たな精神障害者相談支援事業所コンパス(以下、「コンパス」という。)を開設しました。</p>
平成28年4月 障害者差別解消法の施行	<p>障がい者及びその家族等からの差別解消のための相談窓口を設置しました。また、コールセンターを設置し、夜間・休日についても速やかに対応できる体制をとっています。他に、職員対応要領の作成及び研修や講演会を実施するなど、普及啓発を実施しています。</p>

第4期荒川区障がい者プランの計画期間(平成30年度以降)

項目	内容
平成30年4月 障害者総合支援法及び 児童福祉法の一部改正	<p>障害者総合支援法の一部改正により、「自立生活援助」「就労定着支援」の創設、重度訪問介護の訪問先拡大、補装具費の支給範囲拡大(貸与の追加)が実施されるとともに、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われました。</p> <p>また、児童福祉法の一部改正により、「居宅訪問型児童発達支援」の創設、保育所等訪問支援の支援対象拡大が実施されるとともに、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築を図るため、都道府県及び市町村に障害児福祉計画の策定が義務づけられました。あわせ</p>

項目	内容
平成30年4月 障害者総合支援法及び 児童福祉法の一部改正 (続き)	<p>て、障がい者の重度化・高齢化への対応、人口呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(以下、「医療的ケア児」という。)等への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応するため、障害福祉サービス等報酬改定が行われました。</p>
平成30年6月 障害者文化芸術推進法の施行	<p>障がい者が文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備やそのための支援を促進することを目的に、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(以下、「障害者文化芸術推進法」という。)が施行されました。</p> <p>区では、障がい者の制作した芸術作品を区内施設・交流都市で展示するほか、作品やデザインを商品化することで、障がい者の就労機会の拡大や生活の質の向上にもつなげています。</p>
平成30年7月 荒川区手話言語条例の施行	<p>手話は言語であるとの認識の下に、手話に関する施策を推進し、すべての区民が相互に尊重し、心豊かな生活を営むことができる地域社会の実現を目指し、荒川区手話言語条例を平成30年7月17日に施行しました。</p> <p>区では、窓口到手話通訳者を定期的に配置するなど、聴覚障がい者がコミュニケーションを取りやすい環境を整備しています。また、平成30年4月から遠隔手話通訳等サービス及び電話代行サービスを開始しています。</p>
平成30年10月 ギャンブル等依存症対策基本法の施行	<p>ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為)依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、健全な生活の確保を図るとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的に、ギャンブル等依存症対策基本法が施行されました。</p> <p>区では、専門の精神科医と相談員による無料の個別相談を実施(月2回)しているほか、依存症から回復して社会復帰を目指すための民間リハビリ施設の支援を行っています。</p>
平成30年12月 グループホームひぐらしの開設	<p>平成28年度末で廃止したピアホーム西日暮里の後継として、グループホームひぐらしを開設しました。グループホームひぐらしでは、保護者による介護が困難になった場合に、保護者に代わり、一時的に心身障がい者(児)の介護を行う緊急一時保護を実施しています。</p>
平成30年12月 医療費助成の拡大	<p>平成30年12月、B型肝炎ウイルスまたはC型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変の患者が最適な治療を選択できるようにするための研究を促進する肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業が開始され、あわせて医療費の自己負担軽減のため入院医療費を助成する制度が設けられました。</p> <p>また、東京都においては、精神障害者保健福祉手帳1級の方は、平成31年1月から心身障害者医療費助成制度(マル障)の対象となりました。</p>

項目	内容
令和元年6月 読書バリアフリー法の施行	<p>障がいの有無にかかわらず、すべての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下、「読書バリアフリー法」という。)が施行されました。</p> <p>区立図書館においては、目の不自由な方に録音図書・雑誌、マルチメディアデジター図書、点字図書等の提供や対面音訳サービスを、図書館への来館が困難な方に宅配・郵送サービスを行っています。</p>
令和元年10月 就学前障がい児における発達支援の無償化等	<p>消費税10%への引上げに伴う保育・幼児教育無償化に合わせ、就学前障がい児(満3歳になって初めての4月1日から3年間)における発達支援についても自己負担額が無償化されることとなりました。</p> <p>その他、増税に伴って、障害福祉サービス等報酬改定や障害福祉人材の処遇改善が実施されました。</p>
令和元年11月 荒川区自殺対策計画の策定	<p>平成28年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、「自殺総合対策大綱」等の趣旨を踏まえて「荒川区自殺対策計画」を策定しました。</p> <p>区では、生きることの包括的な支援として自殺対策を推進すべく、教育センターと連携して「SOSの出し方教室」の実施に向けた取組を進めるなど、若年世代の自殺対策にも取り組んでいます。</p>
令和2年4月 子ども家庭総合センターの開設	<p>23区における児童相談所設置の先行3区(荒川・世田谷・江戸川)として、荒川区子ども家庭総合センター(以下、「子ども家庭総合センター」という。)を開設しました。</p> <p>同年7月には、東京都から一時保護や障害児入所施設の利用申請等の児童相談所が担う業務を引き継ぎ、開始しました。</p> <p>地域の関係機関との連携をより一層強化することで、支援が必要な子どもや家庭を早期に把握し、迅速な対応を行っています。</p>
令和2年5月～ 新型コロナウイルス感染症対策に係る障害福祉サービス等事業者応援対策給付金の支給等、事業所への支援	<p>新型コロナウイルス感染症への長期的な対応も視野に入れ、障害福祉サービス等事業者の負担を軽減し、地域におけるサービス提供体制を維持するため、区内の障害福祉サービス等事業者を対象に、応援対策給付金の支給、濃厚接触者等に対して各種サービスを提供する際の特別給付金の支給、マスクや消毒液など衛生資機材の支給などの支援を行っています。</p>
令和2年7月 児童相談所の設置に伴う業務の移管	<p>児童相談所の設置に伴い、東京都から障害児通所支援事業及び障害児入所施設の指定、小児慢性特定疾病医療費助成等の業務を引き継ぎ、開始しました。</p>
令和2年11月 基幹相談支援センターの開設	<p>相談支援の中核的な役割を担い、相談等の業務を専門的総合的に行う機関として、荒川区障害者基幹相談支援センター(以下、「基幹相談支援センター」という。)を開設しました。</p> <p>一般的な相談支援では対応が困難なケースに関係機関と連携して対応するなど、地域における相談支援体制の更なる充実を図ります。</p>

項目	内容
<p>令和2年11月 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の施行</p>	<p>聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関し、聴覚障害者等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与し、公共の福祉の増進に資することを目的に、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律が施行され、令和3年7月1日より公共インフラとしての電話リレーサービスが開始しています。</p> <p>区ではテレビ電話機能を使い、通話コールセンターと通して電話をかけることができる電話代行サービスを行っています。</p>
<p>令和3年2月 医療的ケア児等支援協議会の設置</p>	<p>医療的ケア児を中心に特別な支援が必要な障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が協働して支援の調整を行う協議の場を設置しました。</p>
<p>令和3年9月 医療的ケア児支援法の施行</p>	<p>医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下、「医療的ケア児支援法」という。)が施行されました。</p>
<p>令和4年4月～ 医療的ケア児等支援事業</p>	<p>医療的ケア児等からの相談を受け付け、ケースに応じた支援へとつなげていく専門の窓口となる医療的ケア児等地域コーディネーターの設置や在宅の医療的ケア児等と暮らすきょうだい児を養育する家庭に対して家事負担軽減を図る医療的ケア児等家庭家事サポート事業を開始しています。</p>
<p>令和4年5月 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行</p>	<p>障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的に、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が施行されました。</p> <p>区では手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うコミュニケーション支援事業のほか、ICTを活用した遠隔手話通訳等サービス、手話パンフレットの作成などを行っています。</p>
<p>令和4年6月～ 新型コロナウイルス感染症拡大防止時における原油価格・物価高騰対策</p>	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止時における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰の影響に伴い、障害福祉サービス事業所等への補助金・給付金の支給を始め、福祉タクシー券事業、自動車燃料費助成事業などの施策の充実を行っています。</p>
<p>令和4年8月 障がい者福祉倶楽部の稼働</p>	<p>区内の障害福祉サービス等事業所、関係機関や団体等の関係者が、地域における課題や資源、情報等を共有し、さらに協働が図れるよう障害福祉サービス資源・情報共有システム(以下「障がい者福祉倶楽部」という。)を構築し、稼働を開始しています。</p>
<p>令和4年9月 東京都医療的ケア児支援センターの開設</p>	<p>東京都は、医療的ケア児やその家族が医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援を受けられるようにすることを目的とし、医療的ケア児支援法に基づき、東京都医療的ケア児支援センターを開設しました。</p>

項目	内容
<p>令和5年4月 子ども基本法の施行</p>	<p>こども施策に関する基本理念や、国・地方公共団体・事業者等の責務等を定め、こども施策を総合的に推進することを目的とし、こども基本法が施行されました。</p> <p>区ではたんぼぼセンターにおける児童発達支援や日中一時支援事業など、特別な支援を必要とするこどもやその家族に対し、支援を行っています。</p>
<p>令和5年4月 たんぼぼセンターの機能強化</p>	<p>18歳までの障がい児やその保護者を対象とした障害福祉に関するあらゆる相談に応じる相談窓口の開設やペアレントメンター事業の対象者の拡大、地域支援の強化として保育所等訪問支援・障害児計画相談事業を実施します。</p>
<p>令和5年4月 障害者グループホーム等施設整備事業の拡充</p>	<p>重度障がい者の居住の場の確保を促進するために、重度障がい者を受け入れるグループホームへの施設整備費補助を実施します。また、併せて重度障がい者の日中活動の場の確保を促進するために、生活介護施設の施設整備費補助を実施します。</p>

統計資料から見る障がい者(児)等の状況

(1)人口の推移

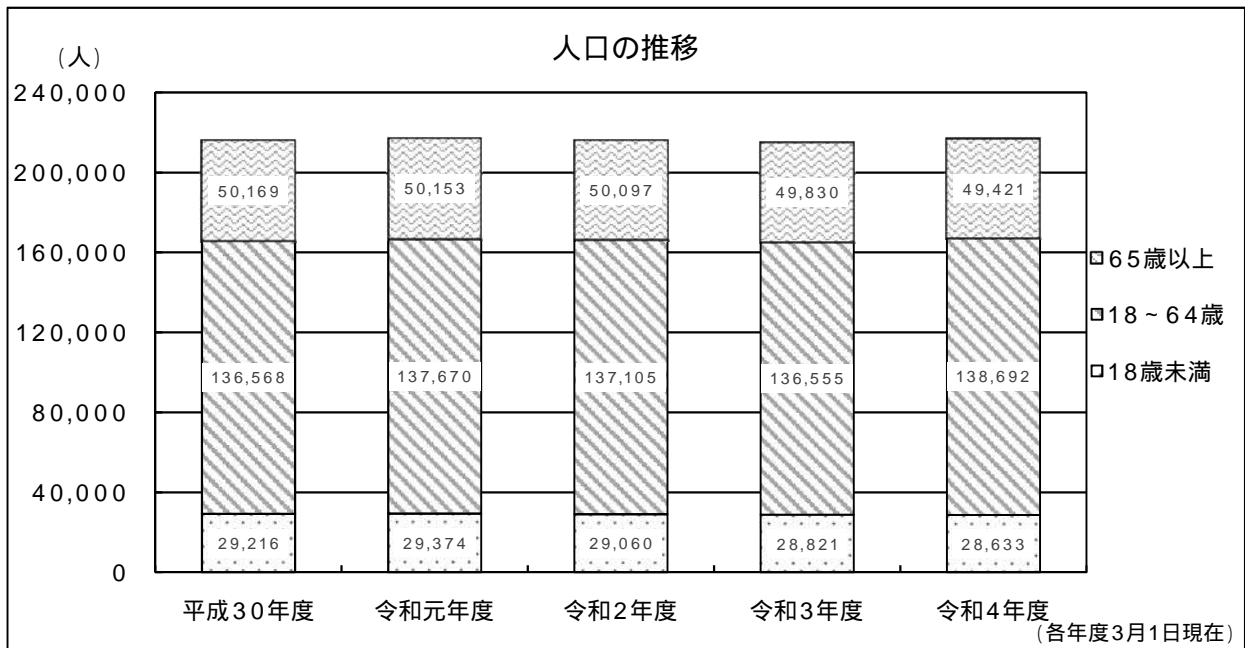
荒川区の人口は、増減を繰り返し、一定数を保っている状況です。年齢3区分別人口で見ると、18歳未満人口と65歳以上(高齢者)人口は減少傾向にあり、18～64歳人口は増加傾向にあります。

(単位:人、%)

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
18歳未満	人口	29,216	29,374	29,060	28,821	28,633
	[構成比]	13.5	13.5	13.4	13.4	13.2
18～64歳	人口	136,568	137,670	137,105	136,555	138,692
	[構成比]	63.2	63.4	63.4	63.5	64.0
65歳以上	人口	50,169	50,153	50,097	49,830	49,421
	[構成比]	23.2	23.1	23.2	23.2	22.8
総人口		215,953	217,197	216,262	215,206	216,746

住民基本台帳より作成(各年度3月1日時点)

構成比については、端数処理の関係上、100%にならない場合があります。



(2)手帳所持者

手帳所持者数の推移

荒川区における障がい者手帳所持者から見た身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の総数は次のとおりです。

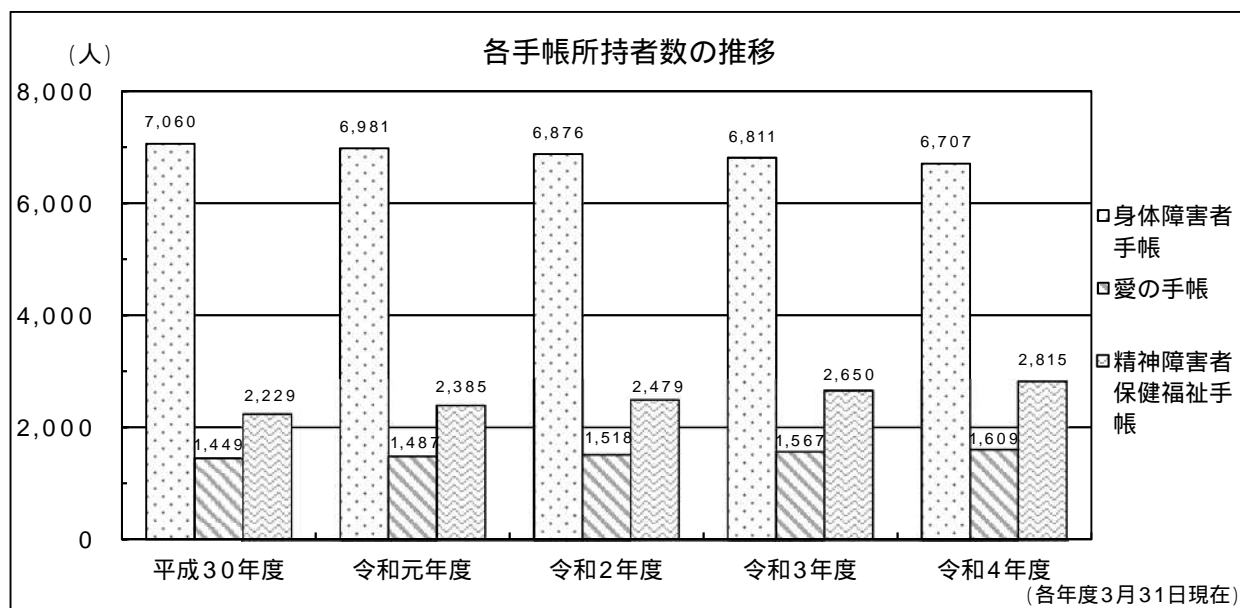
平成30年度から令和4年度の5年間で、身体障害者手帳所持者は353人減で減少傾向にあり、愛の手帳所持者は160人増、精神障害者保健福祉手帳所持者は586人増で約1.3倍と増加傾向にあります。

精神障害者保健福祉手帳所持者の増加要因としては、現代のストレス社会の中で、うつ病などの統合失調症以外の患者数が増加してきたこと、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだことなどが考えられます。また、新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化なども精神障害者保健福祉手帳所持者の増加要因の一つと考えられます。

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障がい者 (身体障害者手帳)	7,060	6,981	6,876	6,811	6,707
知的障がい者 (愛の手帳)	1,449	1,487	1,518	1,567	1,609
精神障がい者 (精神障害者 保健福祉手帳)	2,229	2,385	2,479	2,650	2,815
合計	10,738	10,853	10,873	11,028	11,131

重複所持者を含む。 荒川区障害者福祉課データより作成(各年度3月31日現在)



② 身体障害者手帳所持者

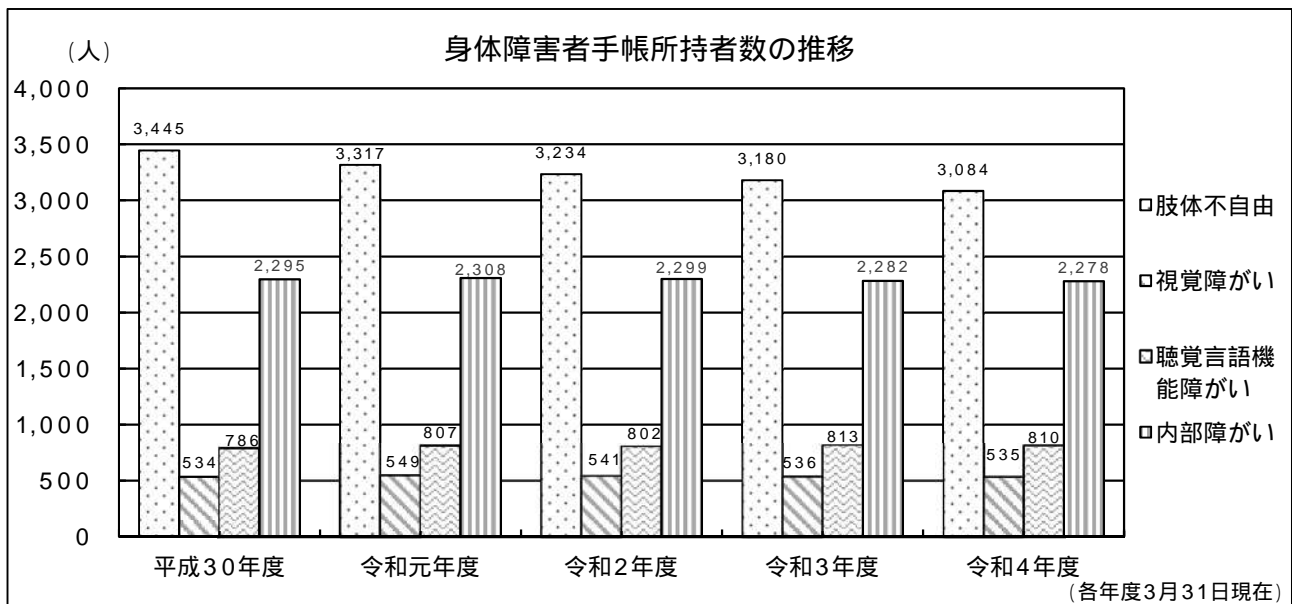
手帳を所持する人の等級別人数及び障がい別人数は、次表のとおりです。障がいの種別では、肢体不自由が最も多く、次いで内部障がい、聴覚・言語機能障がい、視覚障がいの順となっています。障がいの程度については、1級及び2級の重度障がい者が3,350人で全体の約5割となっています。

身体障がい者の障がい種別内訳では、いずれの年度においても肢体不自由の数が多くなっておりませんが、年々減少傾向にあります。増加の割合が大きいのは聴覚・言語機能障がいですが、視覚障がい及び内部障がいについては横ばい傾向となっております。

区分	肢体不自由	視覚障がい	聴覚・言語 機能障がい	内部障がい	合計	[構成比]
1級	596	177	28	1,464	2,265	33.8
	(25)	(5)	(1)	(10)	(41)	(32.5)
2級	664	183	171	67	1,085	16.2
	(18)	(1)	(10)	(0)	(29)	(23.0)
3級	613	43	127	253	1,036	15.4
	(15)	(1)	(5)	(3)	(24)	(19.0)
4級	748	43	283	494	1,568	23.4
	(7)	(2)	(2)	(5)	(16)	(12.7)
5級	304	61	0		365	5.4
	(7)	(1)	(0)		(8)	(6.3)
6級	159	28	201		388	5.8
	(2)	(0)	(6)		(8)	(6.3)
合計	3,084	535	801	2,278	6,707	100.0
	(74)	(10)	(24)	(18)	(126)	
[構成比]	46.0	8.0	11.9	34.0	100.0	

()内は、18歳未満の者の内数。

荒川区障害者福祉課データより作成(令和5年3月31日現在)



愛の手帳所持者

愛の手帳を所持する知的障がい者の内訳は、次表のとおりです。1度及び2度の重度障がい者が386人で全体の25.1%となっています。

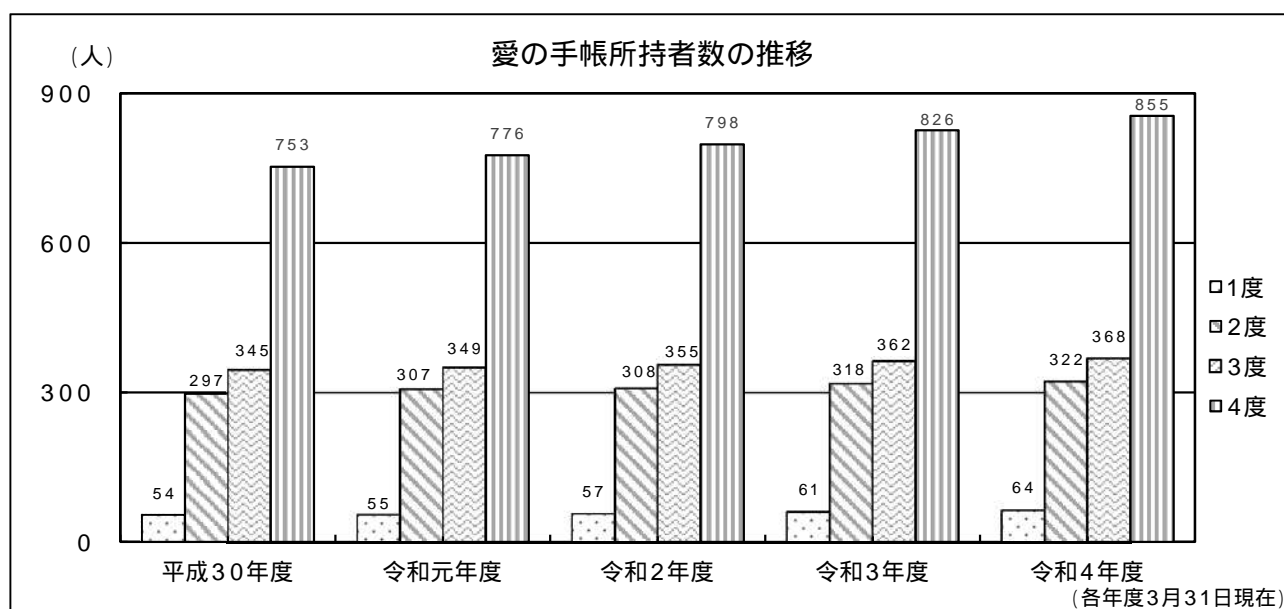
障がい程度において、平成30年度と令和4年度を比較すると、4度は753人から855人へ増加し、約1.1倍となっています。その他、1度、2度、3度は微増の傾向となっています。

(単位:人、%)

程度	1度	2度	3度	4度	合計
人数	64 (14)	322 (74)	368 (93)	855 (170)	1,609 (351)
[構成比]	4.0 (4.0)	20.0 (21.1)	22.9 (26.5)	53.1 (48.4)	100.0 (100.0)

()内は、18歳未満の者の内数。

荒川区障害者福祉課データより作成(令和5年3月31日現在)



④ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳を所持する人は、2,815人となっており、内訳は、次表のとおりです。

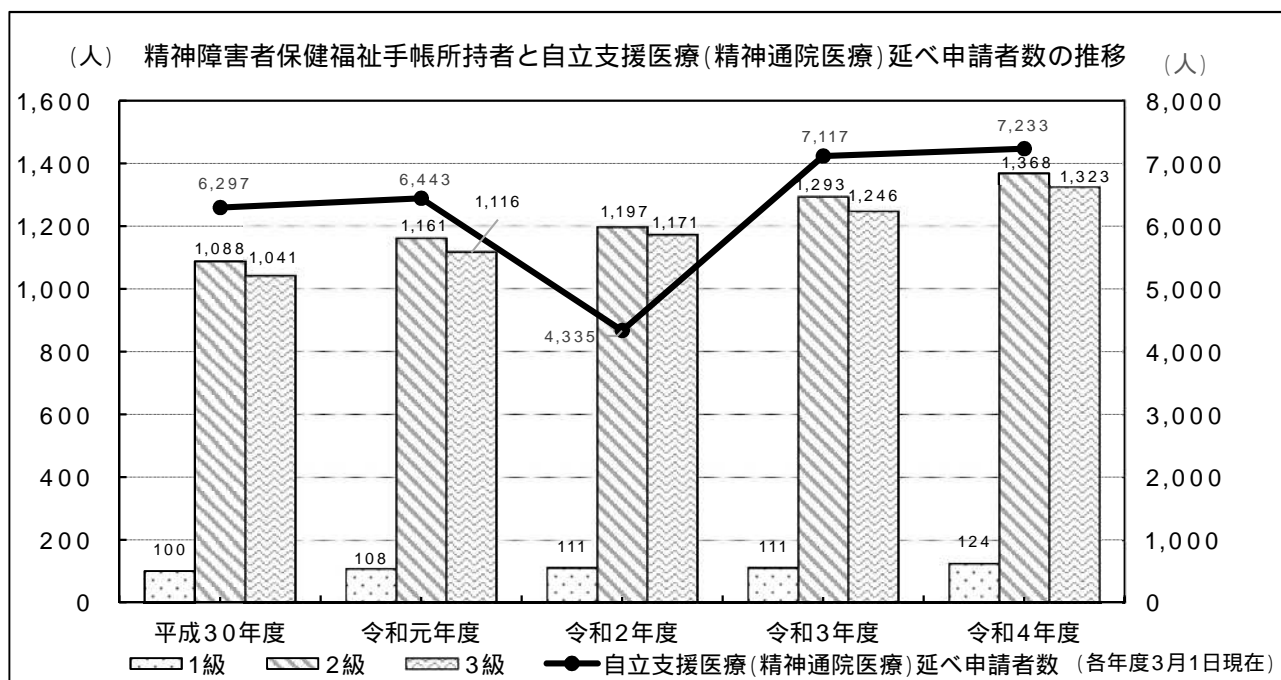
障がい程度別において、平成30年度と令和4年度を比較すると、2級は1,088人から1,368人へ増加し、約1.3倍、3級は1,041人から1,323人へ増加し、同じく約1.3倍となっています。なお、1級は微増の傾向となっています。

自立支援医療(精神通院医療)延べ申請者数の推移は、次表の通りです。申請者数において、平成30年度と令和4年度を比較すると、6,297人から7,233人へ増加し、約1.1倍となっています。なお、令和2年度の申請者数については、新型コロナウイルス感染症拡大防止による有効期間の自動延長の措置が取られていたため、申請者数が減少しています。

(単位:人、%)

程度	1級	2級	3級	合計
人数	124	1,368	1,323	2,815
[構成比]	4.4	48.6	47.0	100.0

荒川区障害者福祉課データより作成(令和5年3月31日現在)



(3) 難病患者

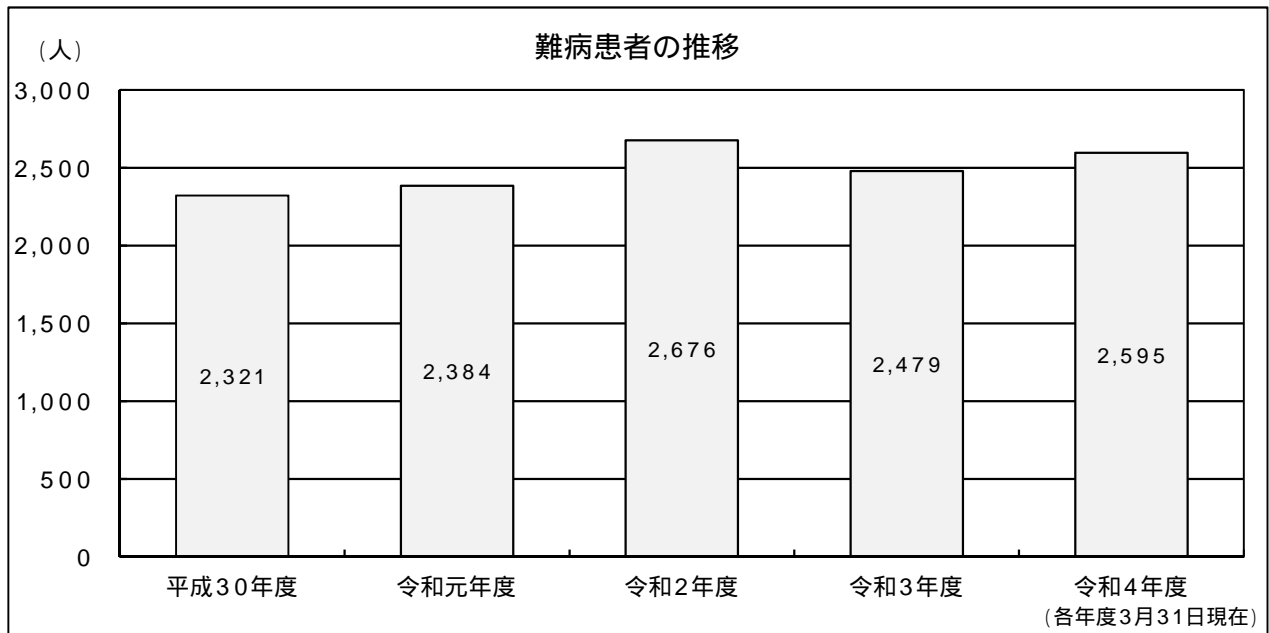
難病患者の内訳は、次表のとおりです。難病法に基づく国の指定難病は、平成27年度1月の施行以降見直され、同年7月には対象となる疾病が101疾病から306疾病に、その後、平成29年4月から330疾病、平成30年4月から331疾病、令和元年7月から333疾病、令和3年11月からは現在の338疾病に拡大されました。対象疾病の拡大等により、平成30年度と令和4年度を比較すると、2,321人から2,595人へ増加し、約1.1倍となっています。

(単位:人)

国指定(338疾病)	東京都指定(8疾病)	その他の難病	合計
1,955	13	627	2,595

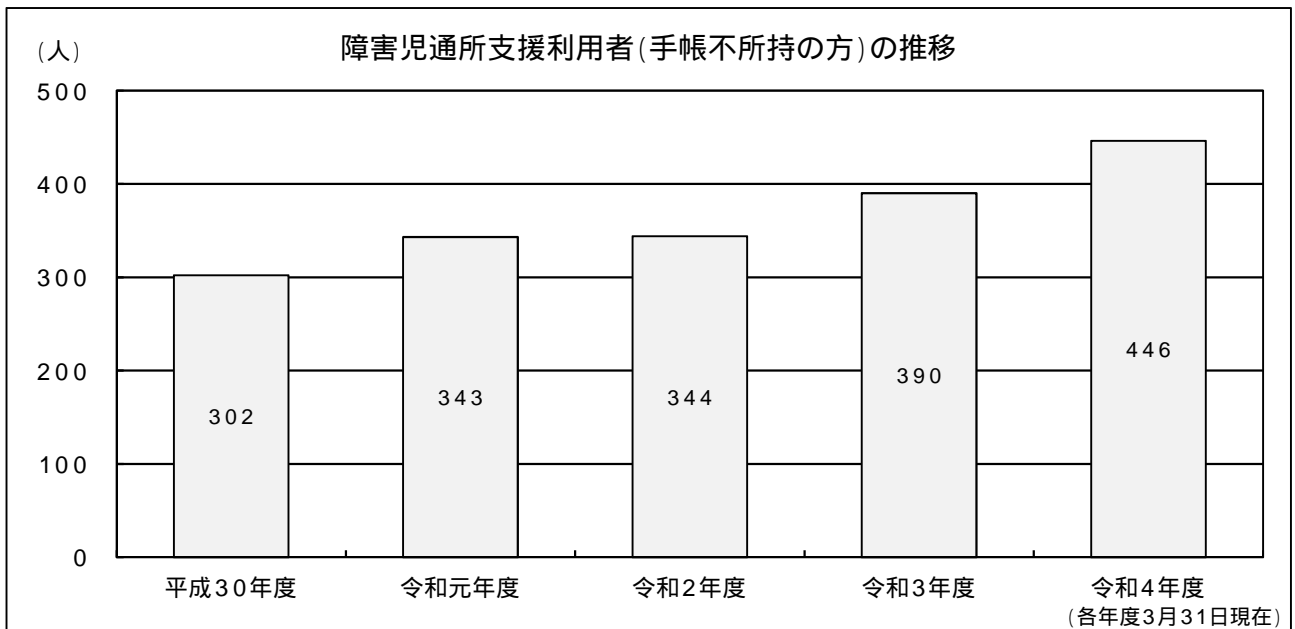
「その他の難病」は、特殊疾患治療研究事業や特殊医療費助成対象疾病等。

荒川区障害者福祉課データより作成(令和5年3月31日現在)



(4) 障害児通所支援利用者(手帳不所持の方)

障害児通所支援利用者(手帳不所持の方)の推移は以下のとおりです。平成30年度と令和4年度を比較すると、302人から446人へ増加し、約1.5倍となっており、利用者は年々増加しています。



荒川区障害者福祉課データより作成(令和5年3月31日現在)

障がい者実態調査結果について

(1) 調査の概要

- 令和 4 年 10 月に「障がい者実態調査」を実施しました。調査時点を令和 4 年 9 月とし、調査区分を身体障害者手帳所持者、愛の手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病医療費助成対象者、障がい児通所支援利用者(手帳不所持の方)、医療的ケア及び重症心身障がい者児及び障害福祉サービス等事業所の 7 つとしております。
- 前回調査(平成 29 年度)から、新たに「医療的ケア・重症心身障がい者児」及び「障害福祉サービス等事業所」を調査に追加しております。

区分		配布数	有効回収数	有効回数率
在宅	身体障害者手帳所持者	4,956 通	2,367 通	47.8%
	愛の手帳所持者	1,204 通	547 通	45.4%
	精神障害者保健福祉手帳所持者	2,016 通	788 通	39.1%
	難病患者	1,261 通	633 通	50.2%
	障がい児通所支援利用者	292 通	140 通	47.9%
	医療的ケア・重症心身障がい者児	313 通	166 通	53.0%
	小計	10,042 通	4,641 通	46.2%
施設入所	身体障害者手帳所持者	17 通	11 通	64.7%
	愛の手帳所持者	100 通	63 通	63.0%
	小計	117 通	74 通	63.2%
事業所	障害福祉サービス等事業所	148 通	90 通	60.8%
合計		10,307 通	4,805 通	46.6%

以下の調査区分については、「身体障害者手帳所持者」は「身体」、「愛の手帳所持者」は「知的」、「精神障害者保健福祉手帳所持者」は「精神」、「難病患者」は「難病」、「障がい児通所支援利用者」は「児童」、「医療的ケア・重症心身障がい者児」は「医ケア等」、「身体障害者手帳所持者(施設入所者)」は「身体(入所)」、「愛の手帳所持者(施設入所)」は「知的(入所)」、「障害福祉サービス等事業所」は「事業所」と表記いたします。

(2) 区分ごとの主な傾向

区分		主な傾向
在宅	【身体】	障がいのある方を手助けしている方の年齢では、18歳未満を含めあらゆる世代で過去の調査から増加している傾向にあります。災害関係では、「ひとりで避難できない」と回答した方は減少傾向にありますが、依然として4割を超えている状況にあります。この一年間の文化・芸術・余暇活動の実施状況では、「特になし」が41.8%と最も多くなっています。
	【知的】	障がいのある方を手助けしている方の年齢では、18歳未満を含めあらゆる世代で過去の調査から増加している傾向にあります。また、就労関係では、働いている方は5割未満と、大きな変化はありませんが、働いている方の仕事内容では、主に「就労継続支援B型」の割合が増加しています。
	【精神】	障がいのある方を手助けする人の年齢では、18歳未満を含めあらゆる世代で過去の調査から増加している傾向にあります。また、就労関係では、働いている方が増加傾向にあり、その中でも「常勤の社員等」や、「パートタイム等」の割合が増加しております。働いていない理由では、仕事をする体力、気力がないの割合が最も多くなっていますが、大きな変化は見られません。
	【難病】	外出の頻度では、「ほぼ毎日外出する」と回答した方が過去の調査から減少しております。困りごとについては、減少しているものの、「病気(薬)のこと」は約5割、「お金のこと」は約4割、困ったり不安に感じていると回答された方がいます。
	【児童】	差別を失くし、障がいへの理解を深めていくために必要なことでは、「学校で障がいに関する教育や情報提供を行う」の回答が、過去の調査から回答の割合は減少していますが、72.1%と最も多くなっています。困りごとについては、「サービス提供事業者が少ない」との回答が39.3%と最も多くなっています。
	【医ケア等】	日常生活の動作で、誰かの手助けが必要な動作として、「医療的ケア」が54.8%と最も多い回答となっております。また、文化・芸術・余暇活動の実施状況では、「特になし」が50.6%と最も多くなっています。
施設入所	【身体】 【知的】	施設を利用している年数では、13年以上の回答が最も多く、利用者の高齢化と共に、増加傾向にあります。また、今後生活したい場所では、「現在の施設」との回答が最も多く、過去調査からも増加傾向にあります。なお、「施設を出て地域で暮らしたい」と回答した方は、【身体】では18.2%(11件中2件)、【知的】では6.3%となっています。
事業所	【事業所】	経営主体は、株式会社等の割合が54.4%と最も多くなっております。事業所の経営上の課題では、「職員の確保」や「スキル向上」と回答した割合が多くなっています。また、災害や感染症対策関係では、「対策マニュアル等を整備している」事業所は約8割となっておりますが、「業務継続計画を策定している」と回答した割合は約3割にとどまっています。

(3) 在宅者の調査結果(抜粋)

区分	調査結果
回答者の傾向	<p>【身体】65歳以上の所持者が69.5%と最も多いです。手帳の程度では1級の割合が35.1%と最も多くなっています。</p> <p>【知的】30～39歳の所持者が17.9%と最も多く、比較的若い世代の所持者が多い傾向です。手帳の程度では4度の割合が49.7%と半数を占めています。</p> <p>【精神】50～59歳の所持者が24.2%と最も多く、比較的中高年の世代の所持者が多い傾向です。手帳の程度では2級の割合が50.4%と半数を占めています。</p> <p>【難病】65歳以上が46.1%と最も多い傾向にあります。病名では潰瘍性大腸炎が最も多くなっています。</p> <p>【児童】4～5歳が35.7%と多い傾向にあります。診断名では、特定の診断名がついていない方が49.3%と最も多くなっています。</p> <p>【医ケア等】65歳以上が59.6%と最も多く、排便管理(消化管ストーマ等)の方が47.6%と最も多くなっています。</p>
日常生活	<p>○調査内容 日常生活の動作についてひとりでできますか。(一部及び全部に手助けが必要と回答した割合を記載)</p> <p>・各調査において最も回答が多いものについては、以下のとおりです。</p> <p>【身体】布団干し(46.8%) 【知的】金銭管理(83.2%) 【精神】近所づきあい(50.8%) 【難病】布団干し(22.0%)</p> <p>【児童】電車等の利用(85.7%) 【医ケア等】医療的ケアを行うこと(54.9%)</p>
支援者	<p>○調査内容 手助けをしている方の年齢は何歳ですか。(最も多い回答を記載)</p> <p>・各調査において、70～79歳の方と回答した割合が多い傾向にあります。また、平成29年度の調査と比較すると、18歳未満を含む全ての年齢で、回答割合が増加している傾向があります。</p> <p>【身体】70～79歳(28.1%) 【知的】50～59歳(28.8%) 【精神】70～79歳(27.4%)</p> <p>【難病】70～79歳(32.5%) 【児童】40～49歳(59.5%) 【医ケア等】70～79歳(28.4%)</p> <p>・手助けをしている方の年齢で、18歳未満と回答した割合については、以下のとおりです。18歳未満の方が日常生活の支援をしている状況となっています。</p> <p>【身体】2.3% 【知的】7.1% 【精神】7.0% 【難病】7.1% 【児童】13.5% 【医ケア等】8.6%</p>

区分	調査結果
相談先	<p>○調査内容 日常のことや困ったことを相談する人はいますか。(2番目に回答が多いものを記載)</p> <p>・各調査において、「家族・親戚」と回答した割合が最も多くなっております。</p> <p>【身体】友人等(23.6%) 【知的】通所先の福祉サービス等事業所(23.9%) 【精神】病院の医師等(39.5%)</p> <p>【難病】病院の医師等(28.4%) 【児童】保育・幼稚園、学校(55.7%) 【医ケア等】ホームヘルパー・訪問看護師(27.7%)</p>
就労・収入	<p>○調査内容 現在働いていますか。(働いていないと回答した割合を記載)</p> <p>・「精神」の調査において、平成29年度の調査と比較すると、「働いていない」の回答割合は減少傾向にあるが、働いていない人の割合は依然多い傾向にあります。</p> <p>【身体】H29(77.7%)、R4(71.4%) 【知的】H29(52.8%)、R4(52.1%) 【精神】H29(68.3%)、R4(61.9%)</p> <p>【難病】H29(47.5%)、R4(49.6%)</p>
	<p>○調査内容 現在働いている方について、どの仕事ですか。(最も多い回答を記載)</p> <p>・「知的」の調査では、就労継続支援B型の回答割合が最も多くなっており、「精神」の調査においては、「パートタイム 等」の回答割合が最も多くなっています。</p> <p>【身体】会社員等(45.1%) 【知的】就労継続支援B型(41.0%) 【精神】パートタイマー等(35.6%)</p> <p>【難病】会社員等(50.5%)</p>
	<p>○調査内容 働いていないのは、どのような理由ですか。(年度ごと最も多い回答を記載)</p> <p>・「精神」の調査において、「仕事する体力・気力がない」の回答が最も多くなっています。</p> <p>【身体】H29(仕事する年齢ではない(63.9%))、R4(仕事する年齢ではない(66.0%))</p> <p>【知的】H29(仕事する年齢ではない(42.3%))、R4(仕事する年齢ではない(54.4%))</p> <p>【精神】H29(仕事する体力・気力がない(51.1%))、R4(仕事する体力・気力がない(54.7%))</p> <p>【難病】H29(仕事する年齢ではない(51.5%))、R4(仕事する年齢ではない(42.4%))</p>
外出	<p>○調査内容 どのくらい外出しますか。(最も多い回答及び2番目に多い回答を記載)</p> <p>・各調査において、「ほぼ毎日」と回答した割合が最も多くなっています。</p> <p>【身体】ほぼ毎日(44.8%)、週に2～3回(30.3%) 【知的】ほぼ毎日(71.8%)、週に2～3回(10.4%)</p> <p>【精神】ほぼ毎日(52.7%)、週に2～3回(24.5%) 【難病】ほぼ毎日(58.5%)、週に2～3回(26.2%)</p> <p>【医ケア等】ほぼ毎日(47.0%)、週に2～3回(23.5%)</p>

区分	調査結果
災害	<p>○調査内容 地震・火災等の災害時にひとりで避難できますか。(「できない」と回答した割合を記載)</p> <p>【児童】については、お子さんが未就学児の場合は、保護者の方ひとりでお子さんを連れて避難することができますか。</p> <p>・各調査において、ひとりで避難することが難しいと回答した方が約4割を超えるものが増えてきています。</p> <p>【身体】44.4% 【知的】68.7% 【精神】26.8% 【難病】16.7% 【児童】30.7% 【医ケア等】49.4%</p>
	<p>○調査内容 避難を援助してくれる人はいますか。(「特にない」と回答した割合を記載)</p> <p>・各調査において、避難を援助してくれる人が「特にいない」と回答した方が約1～3割となっています。</p> <p>【身体】特にいない(18.2%) 【知的】特にいない(3.8%) 【精神】特にいない(28.3%) 【難病】特にいない(16.1%)</p> <p>【児童】特にいない(5.0%) 【医ケア等】特にいない(15.1%)</p>
文化芸術	<p>○調査内容 1年間に文化芸術活動等を行いましたか。</p> <p>・各調査において、文化芸術活動等について、「特になし」と回答した方が増えてきています。</p> <p>【身体】特になし(41.8%) 【知的】特になし(26.5%) 【精神】特になし(29.8%) 【難病】特になし(35.4%)</p> <p>【児童】特になし(15.0%) 【医ケア等】特になし(50.6%)</p>
文化芸術 困りごと	<p>○調査内容 文化芸術活動等を行う際に、なにか困ること等がありますか。(回答割合が最も多いものを記載(「活動しにくい」と感じない)や「無回答」を除く)</p> <p>・各調査において「興味を感じる活動が少ない」などのソフト面における回答が増えてきています。また、「身体」や「医ケア等」では、「電車等の利用が不便」との回答が増えてきています。</p> <p>【身体】電車等の利用が不便(21.1%) 【知的】興味を感じる活動が少ない(21.4%)</p> <p>【精神】興味を感じる活動が少ない(29.3%) 【難病】興味を感じる活動が少ない(15.6%)</p> <p>【児童】興味を感じる活動が少ない(17.9%) 【医ケア等】電車等の利用が不便(22.3%)</p>
	<p>○調査内容 障害福祉サービス等について、困っていることはありますか。(回答割合が多かった上位3つを記載)</p> <p>・「児童」の調査において、障害福祉サービス等事業所が少ないとの回答が最も増えてきています。また、「医ケア等」の調査においては、医療的ケアを行える事業所が少ないと回答も増えてきています。</p> <p>【難病】病気(46.6%)、お金(37.3%)、家族(18.5%) 【児童】事業者が少ない(39.3%)、利用できるサービスがわからない(22.9%)、送迎がない(15.0%) 【医ケア等】利用できるサービスがわからない(22.3%)、事業所がわからない(14.5%)、医療的ケアを行える事業所が少ない(13.3%)</p>

区分	調査結果
差別	<p>○調査内容 どのような時に差別を感じたことがありますか。(「差別を感じたことはない」以外で、最も多い回答を記載)</p> <p>・各調査において、「差別を感じたことはない」の回答割合が最も多くなっていますが、何かしらの差別を感じたことがあると回答した方もいる状況となっています。</p> <p>【身体】周囲の視線等が気になる(7.7%) 【知的】周囲の視線等が気になる(25.6%)</p> <p>【精神】傷つくことを言われた(21.8%) 【難病】障がいに対する理解がない(6.2%)</p> <p>【児童】傷つくことを言われた(16.4%) 【医ケア等】周囲の視線等が気になる(17.5%)</p>
	<p>○調査内容 差別をなくし、障がいへの理解を深めていくためになにが必要だと思いますか。(最も多い回答を記載)</p> <p>・各調査において、「学校での教育等」が最も多い回答割合となっています。</p> <p>【身体】学校での教育等(28.7%) 【知的】学校での教育等(44.1%) 【精神】学校での教育等(39.0%)</p> <p>【難病】学校での教育等(42.0%) 【児童】学校での教育等(72.1%) 【医ケア等】学校での教育等(34.9%)</p>

(4) 施設入所者の調査結果(抜粋)

【身体(入所)】の調査については、回答数が少ないため、割合ではなく、件数での標記となっております。

区分	調査結果
回答者の傾向	<p>【身体(入所)】65歳以上が5件と最も多く、手帳の程度では1級が6件と最も多くなっています。</p> <p>【知的(入所)】65歳以上の入所者が30.2%と最も多く、手帳の程度では2度が49.2%と最も多くなっています。</p>
入所期間	<p>○調査内容 入所の年数はどのくらいですか。(最も多い回答を記載)</p> <p>・各調査において、長期間にわたり施設に入所している方が多くなっています。</p> <p>【身体(入所)】13年以上(6件) 【知的(入所)】13年以上(71.4%)</p>
施設入所の理由	<p>○調査内容 施設入所を決めた理由は何ですか。(最も多い回答を記載)</p> <p>・各調査において、「家族による介助が困難」と回答した方が多くなっています。</p> <p>【身体(入所)】家族による介助が困難(4件) 【知的(入所)】家族による介助が困難(63.5%)</p>

区分	調査結果
文化芸術	<p>○調査内容 1年間に文化芸術活動等を行いましたか。(「特になし」と回答した割合を記載)</p> <p>・各調査において、在宅者と比べると、「特になし」と回答した方は、少なくなっています。</p> <p>【身体(入所)】特になし(0件) 【知的(入所)】特になし(11.1%)</p>
地域生活	<p>○調査内容 今後生活したい場所はどこですか。(最も多い回答及び「地域で暮らしたい」の回答の割合を記載)</p> <p>・各調査において、「現在の施設」を回答した方が最も多くなっています。また、「地域で暮らしたい」と回答した割合については、以下のとおりです。</p> <p>【身体(入所)】現在の施設(6件)、地域で暮らしたい(2件)</p> <p>【知的(入所)】現在の施設(63.5%)、地域で暮らしたい(6.3%)</p>
	<p>○調査内容 施設を希望した方について、施設での生活を希望する理由は何ですか。(最も多い回答を記載 (【身体(入所)】については、2番目に多い回答も記載))</p> <p>・各調査において、「施設を出た後で援助してくれる者がいないため」と回答した方が多くなっています。</p> <p>【身体(入所)】健康面で不安があるため(4件)、施設を出た後で援助してくれる者がいないため(3件)</p> <p>【知的(入所)】施設を出た後で援助してくれる者がいないため(37.2%)</p>
	<p>○調査内容 地域での生活を希望する方について、施設退所後に生活したい場所はどこですか。(割合が多い、上位2つの回答を記載)</p> <p>・各調査において、「自宅での生活」が最も多くなっておりますが、次いで「グループホーム等の共同生活」の回答が多くなっています。</p> <p>【身体(入所)】自宅での生活(1件)、グループホーム等の共同生活(1件)</p> <p>【知的(入所)】自宅での生活(50.0%)、グループホーム等の共同生活(25.0%)</p>

(5) 事業所の調査結果(抜粋)

区分	調査結果
回答者の傾向	【事業所】事業所の経営主体は「株式会社等」が54.4%と最も多く、次いで「社会福祉法人」「NPO 法人」が13.3%と多くなっています。事業所の開業年では、「平成14年以前」が24.4%と最も多くなっています。
利用者	○調査内容 荒川区で支給決定を受けた方の割合についてお答えください。(割合が多い、上位2つの回答を記載) ・事業所の利用者の荒川区での支給決定は、「80%以上」と回答した事業所が48.9%と最も多くなっており、次いで「50%未満」が26.7%となっています。 【事業所】80%以上(48.9%)、50%未満(26.7%)
医療的ケア等	○調査内容 重症心身障がい又は医療的ケアのある方の受入れ状況をお答えください。(最も多い回答を記載) ・受入れ状況について、「受け入れていない」が75.6%と最も多くなっています。 【事業所】受け入れていない(75.6%)
	○調査内容 受け入れていない事業所について、受け入れていない理由をお答えください。(割合が多い、上位2つの回答を記載) ・受け入れていない理由について、「体制を整える予定がない」が47.1%と最も多くなっています。 【事業所】体制を整える予定がない(47.1%)、人材育成が困難(33.8%)
課題	○調査内容 事業所の経営上の課題をお答えください。(割合が多い、上位3つの回答を記載) ・経営上の課題について、「職員の確保」が67.8%と最も多くなっています。 【事業所】職員の確保(67.8%)、職員のスキル向上(56.7%)、利用者の確保(36.7%)
	○調査内容 事業所のサービス提供における課題をお答えください。(割合が多い、上位3つの回答を記載) ・サービス提供における課題について、「休日や夜間の対応が難しい」が33.3%と最も多くなっています。 【事業所】休日や夜間の対応が難しい(33.3%)、利用者の希望日時での受け入れができない(25.6%) 困難事例への対応(21.1%)、医療的ケアへの対応(21.1%)
利用者からの相談	○調査内容 利用者等からどのような相談や苦情を受けたことがありますか。(割合が多い、上位3つの回答を記載) ・利用者等からの相談等について、「サービスの内容や質に関すること」が45.6%と最も多くなっています。 【事業所】サービスの内容や質に関すること(45.6%)、特にない(30.0%)、従業員の態度や言葉遣い等(27.8%)

区分	調査結果
虐待防止	<p>○調査内容 虐待防止対策について、どのような取り組みを行っているかお答えください。(割合が多い、上位3つの回答を記載)</p> <p>・虐待防止対策について、「従業員への虐待防止研修」が78.9%と最も多くなっています。</p> <p>【事業所】従業員への虐待防止研修(78.9%)、虐待防止委員会の設置(74.4%)、責任者の設置(72.2%)</p>
災害	<p>○調査内容 災害時の対策について、どのような取り組みを行っているかお答えください。(割合が多い、上位3つの回答を記載)</p> <p>・災害時の対策について、「発生時の対策マニュアル等の整備」が77.8%と最も多くなっています。なお、「業務継続計画(災害用)の策定」は35.6%となっています。</p> <p>【事業所】発生時の対策マニュアル等の整備(77.8%)、備品等の整備(62.2%)、定期的な避難訓練(55.6%) 業務継続計画(災害用)の策定(35.6%)</p>
感染対策	<p>○調査内容 感染症等防止の対策について、どのような取り組みを行っているかお答えください。(割合が多い、上位3つの回答を記載)</p> <p>・感染症等防止の対策について、「感染対策の備品の常備」が91.1%と最も多くなっています。なお、「業務継続計画(感染対策用)の策定」は33.3%となっております。</p> <p>【事業所】感染対策の備品の常備(91.1%)、ペーパータオルの使用(85.6%)、 感染症等防止の指針又はマニュアルの整備(66.7%)、業務継続計画(感染対策用)の策定(33.3%)</p>

現行プランにおける現状と課題

資料 5

前回の障がい者総合プランで定めた基本方針ごとの、主な現状と課題は、以下の通りです。

基本方針1	障がい者の相談・支援体制の充実
現状と課題	<p>○1-(1)総合的な相談支援体制の整備</p> <p>【現状】令和2年11月に基幹相談支援センターを開設し、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域の関係機関等のネットワークを構築するとともに、様々な障がいに係る相談に応じ、総合的な相談支援体制を行っています。</p> <p>・区内には、地域生活支援拠点等の機能を担う「拠点機能事業所」が令和4年度末で7事業所あり、障がいのある方やその家族の生活を地域全体で支える体制を構築しています。</p> <p>【課題】障がい以外にも様々な課題を抱えた家庭など、重層的な課題を抱える家庭に対し、各関係機関と連携をして、さらなる相談支援体制の構築が必要となります。また、地域生活支援拠点等の機能の充実及び強化を行うため、地域生活支援拠点等の実績等を踏まえた運営状況の検証の方法等について検討を行う必要があります。</p> <p>○1-(2)計画相談支援・障害児相談支援</p> <p>【現状】障害福祉サービス・障害児通所支援を利用するための計画相談支援・障害児相談支援(以下「計画相談支援等事業所」という。)は、令和5年4月1日現在で、区内11事業所で実施されています。計画の策定率は、令和4年12月末時点で、91.4%となっており、残りは介護ケアプランが5.7%、セルフプランが2.9%となっています。また、計画相談支援等事業所の事業者連絡会を月1回開催し、各事業所の状況の情報収集や情報共有等を行っています。</p> <p>【課題】計画策定が必要な障がい児・者は増加しており、計画相談支援等事業所が受けきれない利用者については、ご自身で計画を策定するセルフプランにより障害福祉サービスを利用している方がいる状況です。今後は、やむを得ずセルフプランとなる方をなくしていくため、区内に相談支援事業所を増やしていくことや、相談支援専門員の質の向上を図る必要があります。</p> <p>○1-(3)福祉施設入所者等の地域生活への移行の推進</p> <p>【現状】自立支援協議会の地域移行支援部会において、精神障がいにより長期入院されている方などの調査を行い、当事者の気持ちや医療機関の状況等の情報の把握を行っています。また、知的障がいの方の地域生活への移行について、地域移行部会を通じて、本人の意向等に沿った支援を実施しています。</p> <p>【課題】精神障がいによる長期入院の予防の仕組みづくりを行うとともに、地域社会で安心して生活を送るための地域の基盤整備、いわゆる「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築」がより一層必要となります。</p> <p>○1-(4)障がい者虐待防止センターの運営</p> <p>【現状】障がい者虐待に対応するため、障害者福祉課内に虐待防止センターを設置しております。また、時間外や休日の通報に対応するため、受付業務を委託し、専用窓口を設置しています。令和4年度に虐待疑いとして対応した状況としては、養護者による虐待の疑いが6件、施設従事者による虐待の疑いが5件、使用者による虐待の疑いが1件となっております。</p> <p>【課題】障害福祉サービス等事業所では、令和4年度より、従業者への研修の実施や虐待防止委員会の設置等が義務化されておりますが、障がい者実態調査によると、従業者への研修の実施は78.9%、虐待防止委員会の設置は74.4%となっており、全ての事業者で実施できていない状況となっております。</p> <p>○1-(5)成年後見制度の利用支援等</p> <p>【現状】成年後見制度における成年後見区長申立については、親なき後支援事業の一つとして荒川区社会福祉協議会に委託し、実施しておりますが、令和4年度の実績は1件となっております。</p> <p>【課題】成年後見制度自体の内容が難しく、制度理解や周知が必要であることから、積極的かつ効果的な情報発信が必要となります。</p> <p>○1-(6)自立支援協議会の運営</p> <p>【現状】当事者の代表や事業所・雇用・教育・医療等の各関係機関からなる自立支援協議会を設け、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行っています。</p> <p>【課題】既存の部会に当てはまらない課題(障害児関連など)や現部会の進捗等も含め、その時のニーズに応じて、部会等のあり方を検討していく必要があります。</p> <p>○1-(7)自殺予防の推進</p> <p>【現状】平成28年に改正された「自殺対策基本法」に基づき、区では、令和元年11月に「荒川区自殺対策計画」を策定しました。</p> <p>・区内の自殺者数は、近年40人前後を増減していましたが、コロナ禍である令和3年度には52人と急増しました。なお、令和4年度では36人に減少しました。また、区職員や関係機関職員等を対象としたゲートキーパー研修を実施し、令和4年度までに4800人が受講しています。</p> <p>【課題】令和3年度の自殺者数の内訳を見ると、若者の(30歳未満)の自殺者数も多いことから、若年層のニーズに合わせた情報発信を行う必要があります。</p>

現行プランにおける現状と課題

資料 5

前回の障がい者総合プランで定めた基本方針ごとの、主な現状と課題は、以下の通りです。

<p>現状と課題</p>	<p>○1-(8)震災等への備え</p> <p>【現状】・障がい者等の在宅人工呼吸器使用者に対して自家発電装置等の購入費の一部を助成することにより、地震等の大規模災害による停電等の際にも人工呼吸器を使用することができるよう、日常生活用具の給付対象について、令和4年度に自家用発電装置等の品目を拡大しました。</p> <p>・障害福祉サービス事業所について、国の指定基準省令により、業務継続計画の策定が努力義務となっており、令和6年度からは義務化となります。</p> <p>【課題】・災害時等への備えとして必要な日常生活用具について、引き続き、利用者のニーズ等の把握を図る必要があります。</p> <p>・障がい者実態調査によると、障害福祉サービス事業所への調査において、業務継続計画を策定していると回答した割合は、約3割となっており、業務継続計画の策定の割合は低い状況となっています。</p>
<p>基本方針2</p>	<p>バリアフリーの推進</p>
<p>現状と課題</p>	<p>○2-(1)意思疎通支援の充実</p> <p>【現状】・日常生活の利便の向上と社会参加の促進を図るため、手話通訳者若しくは要約筆記者を派遣するコミュニケーション支援事業を実施しています。また、障害者福祉課の窓口到手話通訳者につながり、映像を通してコミュニケーションが図れるタブレット端末を配備しております。</p> <p>【課題】・コミュニケーション支援事業について、必要なときに手話通訳者を確実に派遣するため、手話通訳者の育成及び確保が必要となります。</p> <p>○2-(2)バリアフリーの環境整備</p> <p>【現状】・「荒川区バリアフリー基本構想」について、令和2年度に更新を行い、「荒川区バリアフリー基本構想(更新版)」を策定いたしました。</p> <p>【課題】・バリアフリー化を進める4つの重点整備地区として、「町屋駅・区役所周辺地区」、「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区」、「南千住駅周辺地区」及び「熊野前駅周辺地区」を指定しており、各地区内における特定事業計画の推進状況について、バリアフリー推進協議会等を通じ、管理していく必要があります。</p> <p>○2-(3)障がい者差別の解消</p> <p>【現状】・平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、区では職員が合理的配慮を提供できるよう「職員対応要領」を定めています。なお、令和3年に障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。</p> <p>・障がい者差別解消のため、普及啓発用のチラシやグッズの作成を行い、イベントや区の窓口で配布を行っています。</p> <p>【課題】・障がい者実態調査では、差別を感じたことがあるかという設問について、「差別を感じたことがない」と回答した割合が最も多かったものの、何かしらの差別を感じたことがある方もいる状況となっており、引き続き、差別解消に向けた取り組みを行っていく必要があります。</p> <div data-bbox="383 959 2112 1102" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>問:差別や偏見についてどんな時に感じたことがありますか。(どの調査も「差別を感じたことがない」と回答した割合が最も多いため、2番目に多い回答を記載しています)</p> <p>【<u>医ケア等</u>】:「周囲からの視線が気になる(17.5%)」 【<u>知的障がい者</u>】:「周囲からの視線が気になる(25.6%)」 【<u>精神障がい者</u>】:「傷つくことを言われた(21.8%)」</p> <p>【<u>身体障がい者</u>】:「周囲からの視線が気になる(7.7%)」 【<u>難病罹患者</u>】:「障がいに対する理解がない(6.2%)」 【<u>児童</u>】:「傷つくことを言われた(16.4%)」</p> <p style="text-align: right;">(障がい者実態調査調査結果報告書の抜粋)</p> </div> <p>・障がい者実態調査では、差別をなくし、障がいへの理解を深めていくために何が必要かという設問について、「学校で障がいに関する教育や情報提供を行う」と回答した割合が最も多くなっており、小中学生等に向けた周知が必要となります。</p> <div data-bbox="383 1182 2112 1294" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>問:差別をなくし、障がいへの理解を深めていくために、何が必要だと思うか。</p> <p>【<u>医ケア等</u>】:「学校での教育等(34.9%)」 【<u>知的障がい者</u>】:「学校での教育等(44.1%)」 【<u>精神障がい者</u>】:「学校での教育等(39.0%)」</p> <p>【<u>身体障がい者</u>】:「学校での教育等(28.7%)」 【<u>難病罹患者</u>】:「学校での教育等(42.0%)」 【<u>児童</u>】:「学校での教育等(72.1%)」 (障がい者実態調査調査結果報告書の抜粋)</p> </div>

現行プランにおける現状と課題

資料 5

前回の障がい者総合プランで定めた基本方針ごとの、主な現状と課題は、以下の通りです。

基本方針 3	障がい者の住まい・日常生活に対する支援
現状と課題	<p>○3-(1) グループホームの整備の促進</p> <p>【現状】・軽度の障がいを対象としたグループホームの整備は一定程度進んでいますが、重度障がい者を受け入れるグループホームについては、令和4年度末では、5事業所となっています。</p> <p>・重度障がい者の居住の場の確保のため、「障害者グループホーム等施設整備等補助金交付要綱」の改正を行い、民有地での建設や既存施設の改修、株式会社等の民間企業にも対象を拡大しました。</p> <p>【課題】・重度障がい者を受け入れるグループホームについては、整備等が進んでおらず、住み慣れた地域で生活したいと希望する重度障がい者の受け皿となる施設がないという課題があります。</p> <p>・障がい者実態調査では、精神障がい者への調査において、アパート等を借りようとした際に断られた経験の有無についての設問で、「ない」の回答した割合が最も多いが、何かからのトラブルになったと回答した割合が10.4%となっており、居住支援に向けた取組みが必要となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>問：アパート等を借りようとしたとき、障がいを理由に断られたいことがあるか。</p> <p>精神障がい者：「断られたことがある(5.3%)」「最終的には借りられたが難航した(4.2%)」「退去を求められたことがある(0.9%)」</p> <p style="text-align: right;">(障がい者実態調査調査結果報告書の抜粋)</p> </div> <p>○3-(2) グループホームの運営支援</p> <p>【現状】・障がい者がグループホームで安心して生活できるように、グループホームを運営する事業者に運営の助成を助成しています。また、グループホーム事業所の連絡会を通じて、事業者間や区で情報共有等を図っています。</p> <p>【課題】・障がいの程度によって支援方法が異なるため、運営費補助や連絡会を通じて、グループホームの運営支援を行い、事業所の質の向上を図っていく必要があります。</p> <p>○3-(3) 医療費の助成、健康管理の支援</p> <p>【現状】・医療を必要とする障がい者が安心して生活を送れるよう、「心身障害者医療費助成事業」や「難病医療費助成事業」等を実施しています。</p> <p>【課題】・ホームページや窓口等で、申請の案内等を実施しておりますが、難病では対象疾患名が追加されたことも含め、医療費制度を始め医療費制度の利用者は全体的に増加傾向にあることから、関係機関との連携を深め、制度の周知をさらに図る必要があります。</p> <p>○3-(4) こころの健康管理支援の体制整備</p> <p>【現状】・精神保健福祉連絡協議会、精神保健福祉ネットワーク会議や自立支援協議会及び精神連絡協議会の下部会を協議の場として「精神障害にも対応した包括ケアシステム」の構築について状況把握や分析、仕組みづくりについて検討をしています。</p> <p>【課題】・関係機関と連携を取りながら進行していますが、居住に関することなど課題が多く、関係機関との連携が必要となります。</p> <p>○3-(5) 荒川ばん座位体操の実施</p> <p>【現状】・新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、リーダー養成研修や介護者向け講座、ステップアップ研修等、各種講座を実施しています。なお、体操実施会場は4会場(アクロスあらかわ、たんぼセンター、南千住駅前ふれあい館、西尾久ふれあい館)となっています。</p> <p>【課題】・新型コロナウイルスの影響により、活動制限や自粛をされる方がおり、参加者が減ってしまっている状況です。また、リーダーになる方は、一線を退いた方が多いため(70~80代)、長くリーダーとして活躍していただけるよう、リーダーの養成を行っていかねばならないという課題があります。</p>

現行プランにおける現状と課題

資料 5

前回の障がい者総合プランで定めた基本方針ごとの、主な現状と課題は、以下の通りです。

<p>現状と課題</p>	<p>○3-(6)在宅系サービス等の提供</p> <p>【現状】・留守番看護師派遣事業について、障害者手帳を所持しない医療行為が必要な障がい児が本サービスを利用ができませんでしたが、令和4年11月に事業を拡充し、手帳を所持しない医療行為が必要な医療的ケア児等を対象としました。</p> <p>・ヤングケアラーの実態について、障がい者実態調査によると、各調査において、一定数の18歳未満の方が支援している状況となっています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>問:手助けをしている方の年齢について。</p> <p>医療ケア等:「18歳未満(8.6%)」 知的障がい者:「18歳未満(7.1%)」 精神障がい者:「18歳未満(7.0%)」</p> <p>身体障がい者:「18歳未満(2.3%)」 難病罹患者:「18歳未満(7.1%)」 児童:「18歳未満(13.5%)」</p> <p style="text-align: right;">(障がい者実態調査調査結果報告書の抜粋)</p> </div> <p>【課題】・留守番看護師派遣事業を含め、在宅系のサービスは多岐に渡るため、引き続き、制度を分かりやすく周知するとともに、利用者の状況に合わせて、的確に情報提供を行っていく必要があります。</p> <p>・ヤングケアラーについて、詳細な実態の把握を行い、18歳未満の方の負担が過剰とならないような支援を検討していく必要があります。</p> <p>○3-(7)本人・保護者への経済的支援</p> <p>【現状】・国及び都の基準に基づく特別障害者手当等や重度心身障害者手当などの各種手当のほか、区独自の心身障害者福祉手当を支給しています。</p> <p>【課題】・障がい程度別にサービス提供の可否が規定されているが、とりわけ精神障害者や難病患者を対象としたサービスが限定的となっております。また、障がい者実態調査によると、精神障がい者への調査において、必要だと思うサービスについての設問で、経済的な支援が必要と感じている人が最も多い結果となり、支援を検討していく必要があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>問:必要だと思うサービスについて。</p> <p>精神障がい者:「経済的な支援(手当等)(38.3%)」</p> <p style="text-align: right;">(障がい者実態調査調査結果報告書の抜粋)</p> </div> <p>○3-(8)利用者負担軽減</p> <p>【現状】・障害福祉サービス利用者負担軽減事業を実施し、障害福祉サービス利用時の利用者の自己負担額の軽減を区独自に行っております。</p> <p>【課題】・事業者からの障害福祉サービスの給付費の請求に併せて、支給を行っているため、事業者に対し、適切な制度運用を周知する必要があります。</p>
<p>基本方針4</p>	<p>障がいのある子どもの健全育成</p>
<p>現状と課題</p>	<p>○4-(1)障がい児支援の充実</p> <p>【現状】・令和5年度に心身障害者福祉センター(たんぼぼセンター)に「保育所等訪問支援」及び「障害児相談支援」の障害福祉サービスの機能を追加いたします。また、令和6年度には、たんぼぼセンターの児童発達支援センター化を図ります。</p> <p>・区内には令和5年4月現在、児童発達支援事業所が12事業所、放課後等デイサービスが18事業所となっており、その内、重症心身障がい児を受け入れることが可能な事業所は、児童発達支援が3事業所、放課後等デイサービスが3事業所となっています。</p> <p>【課題】・たんぼぼセンターの児童発達支援センター化に伴い、地域の障害児支援の中核となる施設となるため、各関係機関との支援体制の構築が必要となります。</p> <p>・障がい者実態調査によると、障害福祉サービスについて困っていることという設問で、「サービス提供事業者が少ない」と回答した方が最も多く、その中で、少ないと感じるサービスについて、「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス」と回答した割合が、約6割となっています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>問:障害福祉サービス等について困ることは、</p> <p>児童:「サービス提供等事業者が少ない(39.3%)」</p> <p>問:少ないと感じるサービスは、</p> <p>児童:「放課後等デイサービス(63.6%)」「児童発達支援(60.0%)」</p> <p style="text-align: right;">(障がい者実態調査調査結果報告書の抜粋)</p> </div>

現行プランにおける現状と課題

資料 5

前回の障がい者総合プランで定めた基本方針ごとの、主な現状と課題は、以下の通りです。

<p>現状と課題</p>	<p>○4-(2)障がい児の保育・教育 【現状】令和5年度にたんぼぼセンターにおいて、保育園や幼稚園等の集団生活を営む施設を訪問することで、集団生活の適応の課題のある児童に対して訓練を行うとともに、訪問先施設のスタッフに対しては支援方法を指導するなど専門的な支援を行う保育所等訪問支援を開始いたしました。 【課題】障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するためにより多くの人に専門性の高い支援を提供する体制の確保が必要となります。また、事業の認知度を高めるとともに、訪問可能である保育園、幼稚園、小学校等の数を増やしていく必要があります。</p> <p>○4-(3)学齢期の子どもへの支援の充実 【現状】特別な支援を必要とする児童生徒の障がいの状態や発達状況に応じて、子どもたちのもつ可能性を伸ばし、社会生活に積極的に参加できるようにするための教育の場として、区立小中学校に特別支援学級等を設置しています。 【課題】特別な支援を必要とする児童生徒数は年々増加しており、特別支援学級等の適正配置について検討を行う必要があります。</p> <p>○医療的ケア児等への支援【新規】 【現状】令和4年度より、基幹相談支援センターに医療的ケア児等地域コーディネーターを配置し、関係機関との連携を行い、医療的ケアに関わる地域の中核の役割を担っております。 ・令和4年度より、在宅の医療的ケア児等と暮らすきょうだい児を養育するご家庭に対し、ホームヘルパーを派遣し、きょうだい児が保護者とふれあう時間等を確保できるよう支援する医療的ケア児等家庭家事サポート事業を開始しました。 ・留守番看護師派遣事業について、障害者手帳を所持しない医療行為が必要な障がい児が本サービスを利用ができませんでしたが、令和4年11月に事業を拡充し、手帳を所持しない医療行為が必要な医療的ケア児等を対象としました。【再掲】 【課題】医療的ケア児等への支援として、医療的ケア児等コーディネーターを中心とし、医療、保育や教育等の関係機関とさらなる連携強化を図る必要があります。 ・障がい者実態調査の結果を見ると、医療的ケア児等地域コーディネーター事業について、知らないという利用者が多く、制度周知が課題となります。</p>
<p>基本方針5</p>	<p>障がい者の自立・就労支援、生きがいの創生</p>
<p>現状と課題</p>	<p>○5-(1)生活介護・自立訓練・生活訓練 【現状】生活介護は、特別支援学校を卒業する方の進路のひとつとなっており、卒後の方の受け皿となっています。 ・重度障がい者の日中の場の確保のため、「障害者グループホーム等施設整備等補助金交付要綱」の改正を行い、社会福祉法人や株式会社等の民間企業を対象とする生活介護施設の施設整備費補助を創設しました。 【課題】特別支援学校の卒業生の受け入れ先として尾久生活実習所・荒川生活実習所を活用しておりますが、定員が満員に近い状況になっております。尾久生活実習所で定員拡大するなど対応しておりますが、毎年度の卒業生を受け入れるには空きがないため、区内の生活介護事業所を増やしていく必要があります。 ・また、医療的ケア(たん吸引等)が必要な利用者、強度行動障がいの利用者が増加傾向にありますが、受入れに必要な設備や人員確保が課題となります。</p> <p>○5-(2)機能訓練 【現状】たんぼぼセンターにおいて、高次脳機能障がい者に特化した訓練を行うなど、それぞれの障がい特性に合わせたプログラムを行っています。 【課題】高次脳機能障がいは外見では障がいがあることが分かりにくく、周囲の理解が得られにくい現状があります。区では、高次脳機能障がいへの理解を深めるセミナーや講演会を開催していますが、今後も区民に理解を求めていく取組が必要です。 ・高次脳機能障がいの内容により、支援内容が多様であるため、それに対応すべく多職種によるチームでの相談体制の構築と個々の職員のスキルアップが必要となります。</p> <p>○5-(3)施設入所支援 【現状】在宅で日常生活の支援を十分に行うことが難しい場合等に、施設等において、日常生活上の支援等を行う施設入所支援を行っています。また、施設入所者数について、令和元年度末は123人、令和2年度末は123人、令和3年度末は115人となり、令和4年12月末時点では、108人と年々減少しております。 【課題】地域移行の観点から、国の基本指針による成果目標でも、施設入所者数の減少させることが基本とされており、引き続き、施設利用者のニーズの把握を行い、地域移行を進めていく必要があります。</p> <p>○5-(4)就労支援の強化 【現状】就労を希望する障がい者に対し訓練や職場定着支援等を実施するとともに、障がい者の民間企業等への雇用を促進することにより、労使双方の視点から障がい者の就労を支援しています。</p>

現行プランにおける現状と課題

資料 5

前回の障がい者総合プランで定めた基本方針ごとの、主な現状と課題は、以下の通りです。

現状と課題	<p>【課題】令和 8 年度までに法定雇用率が段階的に引き上げるとともに、短時間労働者も雇用率の算定に含まれるなど、障がい者の就労機会が拡大される中で、これに伴い生じる生活面や就労面でのさらなる支援が必要となります。また、就労支援センターじょぶあらかわの登録者数は年々増加しており、就労支援体制のさらなる強化が必要となります。</p> <p>○5-(5) 福祉的就労の支援</p> <p>【現状】区内には、令和 5 年 4 月現在、一般就労が困難な障がい者が能力等向上のために訓練しながら働く就労継続支援 A 型・B 型と一般就労を見据えた訓練を行う就労移行支援の施設が計 17 施設あります。</p> <p>・区内の作業所が情報交換を行う作業所ネットワークを開催するとともに、各作業所の自主製品の販売促進のための研修会も実施しています。また、年に 2 回、作業所の自主製品を販売する「ふれ愛マーケット」を開催しています。</p> <p>【課題】障がい者が自分らしく充実した生活を送るためには、経済的自立が重要であります。各施設による発注元の企業開拓を中心とした受注環境や重度化・高齢化等によるパフォーマンスの低下等により、工賃の向上には十分に繋がっていないという課題があります。</p> <p>○5-(6) 同行援護・行動援護・移動支援</p> <p>【現状】障害者総合支援法に基づき、障がい者の移動に関わる支援として、「同行援護」「行動援護」「移動支援」の事業を実施しています。</p> <p>【課題】通勤通学時間帯の移動支援の利用について、利用者が多く、希望する時間帯に移動支援を受けることができないことがあるという課題があります。</p> <p>○5-(7) 交通機関等の利用支援、車の運転に係る支援</p> <p>【現状】障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施により、障害者及びその家族に対する交通機関等の利用支援及び車の運転に係る支援を行っています。</p> <p>【課題】障がい程度別にサービス提供の可否が規定されておりますが、とりわけ精神障害者や難病患者を対象としたサービスが限定的となっております。</p> <p>・障がい者実態調査によると、難病罹患者への調査において、医療等での困りごとについての設問で、「医療費の負担が大きい」や「医療機関が近くにない」と感じている方が多い結果になりました。</p> <p>○5-(8) 障がい者スポーツの推進</p> <p>【現状】障がい者がスポーツに親しむ機会を広げるため、荒川区心身障害児者福祉連合会主催「ハートフル運動会」について、経費の支援等を行っています。</p> <p>【課題】ハートフル運動会の実施について、引き続き支援を行いつつ、運動会を通じてさらなる障がい者スポーツの振興に取り組む必要があります。</p> <p>・パラリンピックを契機とした取り組みやレガシーをさらに発展させていく必要があります。</p> <p>○5-(9) 文化芸術活動の促進</p> <p>【現状】アクロスあらかわでは登録団体が文化的な活動を行い、アゼリアでは、ゆいの森あらかわで利用者の作品の展示を行うなどしています。また、区の文化施設等でヒアリンググループを設置するなど、障がい者の文化芸術活動を支援する環境整備を進めています。</p> <p>【課題】障がい者実態調査を見ると、各調査において、文化芸術活動を特に行っていないと回答した方が約 3 ～ 4 割いる状況にあります。また、「お知らせ等を知らない」や「興味を感じる活動がない」などソフト面における課題が見受けられました。</p> <p>○5-(10) 地域活動支援センターの運営</p> <p>【現状】現在区内には、地域活動支援センターは、たんぼセンター(身体障がい者・高次脳機能障がい者対象)、支援センターアゼリア(精神障がい者対象)、スクラムあらかわ(知的障がい者対象)の 3 施設があり、創作活動等、各種プログラム等を実施しています。</p> <p>【課題】新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染状況に応じて、イベントやプログラム等の縮小を図っていましたが、今後は活発なイベントやプログラム等の実施が必要となります。また、ニーズの多様化に伴い、利用者にあったプログラム等が提供できるよう、地域活動支援センターと連携を図り、プログラム等の充実を図る必要があります。</p> <p>○5-(11) 障害者福祉会館の運営</p> <p>【現状】障がいのある方やボランティアの活動の場として、平成 9 年 8 月に障害者福祉会館「アクロスあらかわ」を会館し、余暇活動の一環として、知的障がい者向けリズム体操教室を実施するなど各種講座や事業、イベントの運営を行っています。</p> <p>【課題】アクロスあらかわについて障がいのある方だけでなく、障がいのない方も幅広く活用できる施設であるため、障がい者が地域社会との交流が出来る機会をさらに設け、障がい者の自立と社会参加の促進を進めていく必要があります。</p>
-------	---

今後のスケジュール

今後、策定までのスケジュールは以下のとおり予定しております。

令和5年	6月	第1回策定委員会
	7月	自立支援協議会委員からの意見聴取
	8～9月	第2回策定委員会(現計画の進捗状況、素案の概要)
	10月	第3回策定委員会(素案の報告)
	11月	福祉・区民生活委員会(素案の報告)
	12月	パブリックコメントを実施
令和6年	1月	第4回策定委員会(パブリックコメントの報告、最終案の検討)
	2月	福祉・区民生活委員会(最終案の報告)
	3月	プラン策定